

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年4月10日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
自動滅菌装置・雑用水ポンプ修繕
- 2 履行（納品）場所
港北区箕輪町二丁目7番1号
箕輪小学校
- 3 契約日
令和8年2月25日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年2月25日から令和8年3月31日
- 5 契約金額
940,500円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号
有限会社 イワック
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
箕輪小学校において自動滅菌装置および雑用水ポンプに異常が発生し、校舎内すべてのトイレが使用できない状況となりました。トイレが使用できない期間が継続した場合、児童の健康管理に直ちに支障を来し、学校運営にも重大な影響を及ぼすおそれがあることから、緊急修繕として自動滅菌装置の交換および雑用水ポンプの調整を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
一般競争入札有資格者名簿に登録のある会社であり、箕輪小学校で他の修繕工事等の対応実績があることから選定しました。
- 9 所管課
箕輪小学校